犬猫等譲渡会イベント実施に関する覚書

イオンペット株式会社（以下「甲」という）及び大阪府動物愛護管理センター（以下「乙」という）は、甲乙間で令和７年９月１１日付で締結した「大阪府とイオンペット株式会社との動物の愛護及び管理への協力に関する協定」（以下、「協定」という）に基づき、甲の店舗敷地内における犬猫等譲渡会イベント実施に関し、以下のとおり合意（以下「本覚書」という）する。

第１条（催事スペースの利用）

１　甲及び乙は、甲の店舗（以下「開催店舗」という）において甲が指定する催事スペース（以下「利用区域」という）を、乙が開催する犬猫等譲渡会イベント（以下「本イベント」という）のために本覚書に定める条件に従って利用することを約する。

２　乙は、利用区域について賃借権、使用貸借権、営業権その他何らの使用収益権を有するものではないことを確認する。

第２条（利用目的）

乙は、利用区域を本イベントのために利用するものとし、他の目的で利用してはならない。

第３条（開催日時・利用方法等）

１　本イベントの開催店舗、開催日（開催期間）、開催時間及び利用区域は、本イベント開催日の 30 日前までに甲乙協議のうえ事前に定めるものとする。

２　前項で定めた開催日（開催期間）、開催時間及び利用区域を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、速やかに新たな開始日（開催期間）、開催時間及び利用区域を決定する。

３　乙は、利用区域の利用方法について、甲の各店舗責任者の指示に従うものとする。

４　本イベントの実施における利用区域の利用料その他の費用は、無料とする。

５　本イベントの開催日（開催期間）又は開催時間において、利用区域の利用が出来ない事態が生じた場合は、甲乙で速やかに協議し、対応するものとする。

第４条（犬猫等譲渡会イベントの実施）

１　本イベントは、甲の協力のもと、乙の責任において実施する。

２　乙は、本イベントの開催内容を事前に甲に通知するものとする。乙が開催内容を変更する場合も同様とする。

３　乙は、甲が本イベントにおいて、物品の販売、サービスの提供その他の営業活動及び甲の営業活動に関する広告・宣伝、甲の運営するアプリを含むポイントカード会員等への勧誘、その他の販売促進活動を行うことを承諾する。

第５条 （損害賠償）

１　本イベントに起因して第三者に損害が生じた場合、又は本イベント内容に関する苦情・クレームが生じた場合、甲乙で共有のうえ、対応するものとする。ただし、甲乙どちらかに帰すべき事由がある場合は、そのものが対応する。

２　乙が利用区域に持ち込んだ物品等が盗難・破損・故障・滅失した場合は、乙が自ら対処し、甲に帰すべき事由がない限り乙は甲に対して何らの請求もしない。

第６条 （禁止事項）

甲及び乙は、以下の行為をしてはならないものとする。

(1)　本覚書上の権利を第三者に譲渡し、又は担保に供すること

(2)　開催店舗内において、利用区域以外の場所で本イベントを開催し又はその他の活動をすること

(3)　本イベントの目的以外および乙の業務に付随する行為以外で、利用区域を使用すること

(4)　利用区域において第三者に委託して本イベントを開催すること

(5)　本イベントにおいて、乙の愛称など公知のものを除き、甲又は乙の商号・屋号（屋号にあっては甲の承認を得た場合に限る。）以外の名称等を表示すること

(6)　本イベントのために持ち込んだ動物に由来するものを除き、利用区域を含む開催店舗内に発火、爆発のおそれある油類その他の危険物、不潔又は悪臭を発する物、健康及び衛生上問題となる物、その他他人に迷惑を及ぼすおそれのある物を一切持ち込むこと

(7)　甲の書面による許可を受けないで、炭火、ガス等を使用すること

(8)　開催店舗の利用者及び他の各事業者の迷惑となる行為その他公序良俗に反する行為を行うこと

(9)　他の各事業者の業務を妨害し、又は不正な競争をすること

第７条 （誓約事項）

乙は、本覚書の有効期間中、以下の事項を遵守することを誓約する。

(1)　本イベントに関係するすべての法令、条例、ガイドラインその他の諸規則を遵守すること

(2)　本イベントにおいて、犬猫の譲受人に対し犬猫の情報を正しく公開すること

(3)　インターネット、SNS その他の媒体において、甲及び乙、又は第三者を誹謗中傷する行為又はこれに類する行為を行わないこと

(4)　本イベントを実施するにあたり必要となる許可、認可、登録、届出その他一切の手続を適法に履践すること

第８条 （契約期間）

本覚書の有効期間は、本覚書の締結日にかかわらず、協定の締結期間内とする。ただし、甲乙いずれか一方から期間満了の１か月前までに相手方に対して反対の意思表示がない

場合は、本覚書はさらに１年間更新するものとし、以後同様とする。

第９条 （中途解約）

甲又は乙から、本覚書について解約の申し出があった場合、相手方はこれを承諾するものとする。

第１０条（本イベント終了時の対応等）

本イベントが終了した場合又は本覚書が終了した場合、乙は利用区域に持ち込んだ一切の動産をすみやかに撤去して、利用区域から退去する。

第１１条（秘密保持）

甲及び乙は、本覚書に規定する業務を遂行する上で知り得た相手方の情報を第三者に漏らしてはならない。本覚書又は協定が終了した後も、同様とする。

第１２条（協議）

本覚書に定めのない事項、本覚書の解釈に関して疑義が生じたとき、又は本覚書に改変の必要が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議のうえこれを決定する。

以上、本覚書の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

２０２６年１１月９日

甲　　イオンペット株式会社
代表者　代表取締役社長　米津　一郎

乙　　大阪府動物愛護管理センター
所長　大槻　美紀